

「 商 法 」

〈60分〉

(注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。)

---

(設例)

甲株式会社(以下、甲社という。甲社は委員会設置会社ではなく、取締役会設置会社である。)は、Aが70%、Dが30%の株主として平成18年に設立され、コンピューターソフトの製作・販売を業とし、A・B・Cの3名が取締役に就任し、Aが代表取締役に就任した。

しかし、株主でないB・Cは甲社の経営をAに一任し、取締役会もほとんど開催されたことはなかった。Aは当初1年くらいの間は、全力で経営にあたり、取引先の信用も高め、大手取引先との継続受注もできるようになった。

しかし、軌道に乗った1年後からAが個人で始めた飲食店の事業に時間を割かれたことから、Aの経営は大切な大手販売先に契約どおりの商品を製作・販売しなかったり、納期限を遅れることが再三続き、次第に取引先の信用を失墜し、甲社の資金繰りは悪化していった。

平成21年になって、取締役Bは代表取締役Aに強く要請され、甲社に対して運転資金として金3000万円を貸し付けた。しかし、その後もAの経営はいわば放漫状態が続いた。

この状況で、株主Dは、代表取締役Aの放漫経営によって甲社の株式の価値が減少したことにより損害を受けたとして、Aに対し、損害賠償の請求の訴えを提起した。

又、そのうち平成22年になって甲社は倒産したが、BはAの放漫経営によって甲社が倒産し、甲社への貸付金が回収できなくなったことで損害を受けたとして、Aに対して、会社法の規定に基づいて損害賠償請求の訴えを提起した。

設問

- 1、株主Dは、会社法のどの規定に基づいてAに損害賠償の訴えを提起したのか。又、この事例で検討すべき内容及びそれに対する自己の見解を記述しなさい。(50点)
- 2、Bは、会社法のどの規定に基づいてAに損害賠償の訴えを提起したのか。Bは、取締役でありながら、甲社の経営をAに一任していた者であるが、このような立場にあるBが、Aに対して損害賠償を請求できるのかについて自己の見解を記述しなさい。(50点)